

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年10月9日

石川県監査委員 宮下正博  
同 谷内律夫  
同 浜田孝代  
同 岡部朋代

(別紙)

里第352号  
平成27年9月18日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成27年9月2日付け石監査第297号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	里山振興室	公用車の運転には交通関係法規を遵守し、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 また、事故を起こした当該職員には、運転技術の改善・向上を図るため「自動車運転技術向上研修」の受講を指示しました。 今後このようなことがないよう、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。